



写真中央：アマモ場に群がるマアジ（山形県酒田市飛島）

右上：高知県田ノ浦漁港の水揚げ

左上：山口県萩漁港の市場

左下：宮城県気仙沼の体験漁業

## CONTENTS

漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針の変更と 漁港漁場整備長期計画の策定について .....	2
漁港漁場整備部計画課	
ワシントン条約 (CITES) 第 14 回締約国会議の 結果概要について .....	4
増殖推進部漁場資源課生態系保全室	
ILO 漁業労働条約について .....	6
漁政部企画課	
回遊魚 .....	7
増殖推進部参事官 魚住 雄二	
平成 19 年 7 月分のプレスリリース .....	8

# 漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針の変更と 漁港漁場整備長期計画の策定について

漁港漁場整備部計画課

## 1 はじめに

水産庁では、平成13年6月の「漁港漁場整備法」の改正を受けて、平成14年3月に漁港と漁場の整備の基本的な考え方を示した「漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針（以下、基本方針という。）」を作成しました。また、この基本方針に即して平成14年度から18年度までの5年間の事業実施の目標等を定めた「漁港漁場整備長期計画（以下、長期計画という。）」を作成し、これに基づき整備の推進に努めてきたところです。

こうした中、水産基本法に基づく水産全般にわたる政策を規定した水産基本計画が5年を経過したことから計画内容を見直すこととなりました。また、国と地方の財政状況の悪化等を背景に、経済財政諮問会議等において国と地方の役割分担のもと、公共事業における「選択と集中」による事業の重点化や、計画立案において目標設定・実行・評価・反映とするPDCAサイクルの強化を行うべきといった議論が活発に行われるようになりました。長期計画の終期を迎えるにあたり、こうした様々な議論を踏まえつつ、新たな長期計画の策定作業を行うこととなりました。

まず、水産庁では平成17年9月に、学識経験者など有識者からなる「漁港漁場整備にかかる有識者委員会」を設置し、今後の漁港漁場整備のあり方について意見をお聞きすることとしました。委員会を進めるにあたっては、この中に作業部会を設け、都道府県担当者の参加のもと、作業部会ごとに設定したテーマに沿って現場の声を可能な限り反映

しつつ、議論を重ねてきました。その結果、国による新たな事業制度の創設や漁場整備において自然環境の変化に柔軟に対応できる事業の仕組みづくり、既存ストックの有効活用方策についての提案等、各種の提言を頂きました。

その後、水産政策審議会に諮問を行い、答申を頂くなどの諸手続を経て、また去る平成19年5月23日に改正された漁港漁場整備法を踏まえながら、基本方針の変更や新たな長期計画の作成を行いましたの

で、ここにご紹介いたします。

## 2 基本方針の変更

基本方針とは、農林水産大臣が漁港漁場整備法の規定に基づき、漁港漁場の整備についての基本的な考え方を定めたものです。これまでの基本方針は、平成13年度に策定しており、安全で効率的な水産物の安定供給と沿岸域の環境の保全・創造の積極的な推進等に努めていくことが規定されておりました。

しかし、昨今の我が国水産業をめぐっては、世界の水産物需要の増大と国際化の進展、周辺水域における水産資源の状況の悪化に加え、水産物の品質・安全性に対する消費者の関心の高まりなどが見られるようになってきました。また漁村についても、水産業の厳しい状況や、漁業者の減少、高齢化、過疎化などを背景に、地域そのものの活力低下が懸念されるほか、昨今の大規模地震災害等に対する脆弱性も懸念されるようになってきました。

一方、1で述べたとおり、国や地方の財政状況の悪化の中で整備の重点化や、地方分権推進の中で国の役割の見直し等が求められており、公共事業に対するパラダイム転換を求める声が強くなってきました。

そこで、漁港・漁場・漁村整備について、選択と集中の考え方にに基づき、いかに効率的かつ効果的な事業展開が図れるか、将来に対して環境面や水産資源の生態系等に懸念を残すことのない取り組みが図れるか等の観点から、国民に実感を持っても

水産業をめぐる諸情勢にかんがみ、以下の項目について変更を行う。  
 I 漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向    IV 漁港漁場整備事業の推進に際し配慮すべき環境との調和に関する事項  
 II 漁港漁場整備事業の効率的な実施に関する事項    V その他漁港漁場整備事業の推進に関する重要事項  
 III 漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項

変更のポイントは以下のとおり

### II 漁港漁場整備事業の効率的な実施に関する事項

【ポイント】  
 農林水産公共事業の改革の基本方向（改革の5原則）にもとづき規定を充実  
 ①非公共施策との連携 ②予算配分のメリハリ ③国、地方の役割分担 ④既存ストックの有効活用 ⑤入札改革、コスト削減



【ポイント】  
 漁港整備において、構造上の配慮により水産動植物の育成場としての積極的な活用や、利用目的に応じた更新対策手法等について規定を充実

### III 漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項

### IV 漁港漁場整備事業の推進に際し配慮すべき環境との調和に関する事項

【ポイント】  
 漁場整備において、可能な限りモニタリングによる影響把握に努めるなど、環境への変化に柔軟に対応した整備の推進等について規定を充実



### I 漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向

【ポイント】  
 漁港漁場整備事業の重点的に取り組むべき課題の明確化と、課題解決に向けた具体的な対策について規定を充実  
 ①我が国周辺水域における水産資源の生産力の向上  
 ②国際競争力強化と力強い産地づくりの推進  
 ③水産物の安定的な提供等を支える安全で安心な漁村の形成



【ポイント】  
 都市と漁村の交流、高齢者や女性に配慮した整備、地域特性を踏まえた整備の必要性について引き続き規定

### V その他漁港漁場整備事業の推進に関する重要事項

図-1 漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針（平成19年6月4日変更）

らえるよう整備に対する基本的な考え方を明確にするべく、今般、基本方針の作成から5年を経過した現在、新たな水産基本計画とも連携を図りつつ、基本方針の見直しを図ることとしたものです。

変更のポイントを図-1に示しましたので、ご参照願います。特に注目していただきたい点としましては、「Ⅰ 漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向」に掲げる3本の重点課題についてです。今後はこの重点課題に即した事業に重点化していく予定です。施策の確実な実現を図るべく、新たな

年度を計画期間としていたことから、今般、平成19年度から23年度までを計画期間とする新たな長期計画を定めたものです。

新たな長期計画では、本年3月に見直しを行った水産基本計画と密接な連携を図ることとする一方で、成果目標の目標年次について、前長期計画では水産基本計画の自給率目標年次であった概ね10年後として整合を図ってきましたが、長期計画に定める事業量の設定期間が5年であることに鑑み、今回は5年で設定することとしました。これは、6年目以降の事業量

に排他的経済水域において国自らが漁場整備を行うなど、国と地方の役割を整理するとともに(「Ⅱ 漁港漁場整備事業の効率的な実施に関する事項」参照)、環境の変化等に柔軟に対応できる整備手法の導入を図るなど、環境との調和に積極的に取り組む(「Ⅳ 漁港漁場整備事業の推進に際し配慮すべき環境との調和に関する事項」参照)こととして

おります。この他、力強い産地づくりを実現するべく、漁港整備に当たって個々の漁港単位で機能強化を図るのではなく、水産物供給ネットワークの中で、複数の漁港のうち、産地市場を有する流通拠点漁港やその周辺に立地する中核的な生産拠点漁港に整備を重点化する考え方などを示しております。

### 3 新たな長期計画の策定

長期計画は、農林水産大臣が漁港漁場整備法の規定に基づき、漁港漁場整備事業の実施の目標と事業量の案を、上記に示す基本方針の内容に即して作成し、閣議により決定されるものです。これまでの長期計画は、平成14年度から平成18

#### 1. 漁港漁場整備事業についての基本的な考え方

これまでの整備状況、経済財政状況の変化と新たな水産施策の展開を踏まえ、以下の点について確実な推進を図る。  
 ・水産基本計画との密接な連携のもと、水産施策の着実な実施  
 ・今後5年間に重点的に取り組むべき課題の絞り込み

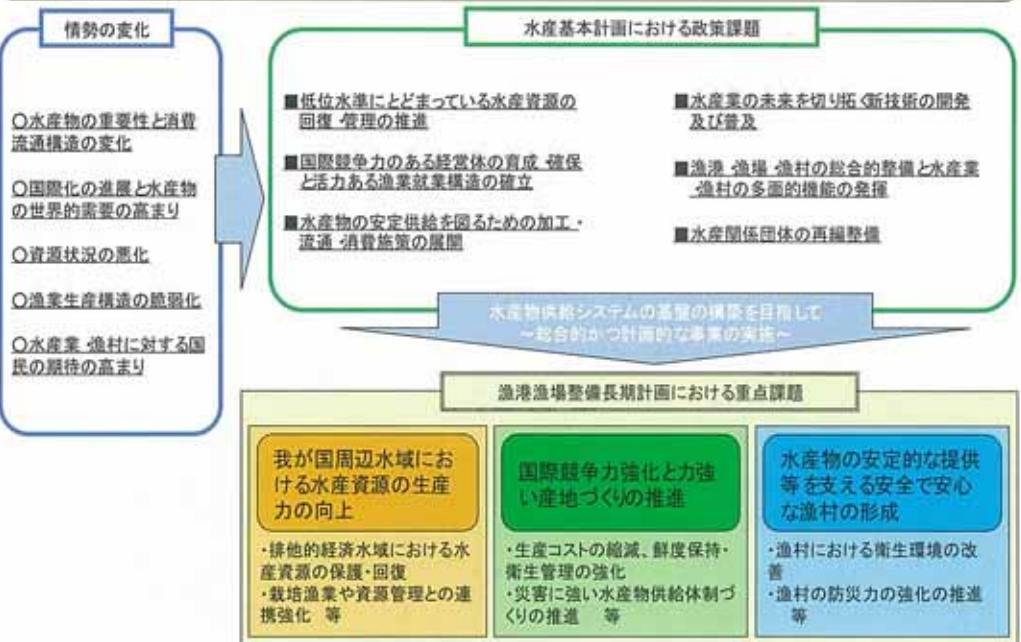


図2 漁港漁場整備長期計画(平成19~23年度)について(1)(平成19年6月8日閣議決定)

#### 2. 実施の目標及び事業量

- 成果目標(アウトカム目標)に係る評価を厳正に実施するため、これまで10年としてきた成果目標期間(アウトカム目標期間)を事業量の設定期間である5年後に統一
- 効率的・効果的に事業を推進するため、今後5年間に取り組むべき重点課題を3課題に絞り込み、成果目標を重点課題ごとに従来より詳細に設定

##### 【成果目標】

<p><b>我が国周辺水域における水産資源の生産力の向上</b></p> <p>・水産基本計画における自給率目標の達成のため、概ね5年後に漁場整備により概ね14.5万トンを増産。</p>	<p><b>国際競争力の強化と力強い産地づくりの推進</b></p> <p>・水産物流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物のうち、                  1) 高度に衛生管理される水産物の出荷割合の向上。                  23%(H16)→概ね50%</p> <p>2) 陸揚げ岸壁が耐震化される漁港の割合の向上。                  9%(H16)→概ね40%</p>	<p><b>水産物の安定的な提供等を支える安全で安心な漁村の形成</b></p> <p>・漁業集落排水施設の整備による漁村の処理人口比率の向上。                  35%(H16)→概ね60%</p> <p>・水産基盤整備により防災機能の強化が図られる漁村の人口比率の向上。                  21%(H16)→概ね30%</p>
---	---	---

【事業量】 重点化を図りつつ、地域の要望にもとづき、成果目標の達成のために必要な量を設定。

<p>・魚礁や増養殖場の整備 (概ね7.5万ha)</p> <p>・漁場の効用回復のためのたい積物除去等 (概ね25万ha)</p> <p>・藻場・干潟の保全等 (概ね5000ha)</p>	<p>・主要な産地市場を有する水産物流通拠点地区の整備 (概ね150地区)</p> <p>・中核的に生産活動等が行われる地区の整備 (概ね485地区)</p>	<p>・避難地・避難路等の防災関連施設や漁業集落排水施設等の整備 (概ね280地区)</p>
---	---	--

##### 3 留意事項

- ① 公共事業だけでなく非公共事業など関連施策との連携の強化や、既存ストックの更新コストの縮減対策の推進などに取り組むことで、効率的かつ効果的な事業の実施
- ② 今後の経済財政事情、各施策の進捗状況等を勘案し、必要に応じて計画を見直し

図-2 漁港漁場整備長期計画(平成19~23年度)について(2)

が設定されない中で、10年後の成果目標をいかに達成していくのかという質問に責任ある回答ができないという反省に立ったものです。

内容について見てみると、「選択と集中」による効率的な漁港・漁場・漁村の整備を推進していくべく、今後の整備課題を基本方針に示す3つの課題に絞り込んでおります。また、前長期計画においては成果目標として、①漁業生産量の増産、②漁業集落排水処理人口比率の小都市並みへの引き上げを定めていましたが、今回は、整備の方向性を明確にするべく、絞り込みを行った3課題それぞれに、①漁業生産量の増産、②流通拠点漁港における衛生管理の高度化と流通拠点漁港における耐震化の充実、③漁業集落排水処理人口比率の引き上げと防災機能強化した漁村人口比率の引き上げとする目標に拡充しております。詳しくは、図-2に示しておりますので参照してください。

#### 4 おわりに

水産庁では、基本方針や長期計画の策定等に先立ち、これ

まで沿岸域を中心に行ってきた漁場整備に加え国が自ら排他的経済水域において事業を実施できるようにするための制度創設や、これまで構造改革特区においてのみ可能であった岸壁や荷捌き施設などの行政財産の民間貸し付けを全国展開するための措置を講ずることを目的とした漁港漁場整備法の一部改正を行いました。また、平成19年度予算編成において、これまで非公共事業でしか対応できなかった磯焼け対策（食害フェンスの設置や、造成藻場におけるモニタリング等）や漁港における荷捌き施設の整備等について、新たに公共事業として整備可能とするなど、重点課題である3課題について、その対策の充実に努めております。

今後とも、更なる施策の充実に向け取り組んでいきたいと考えておりますので、皆様の漁港・漁場・漁村整備の推進に対する一層のご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

## ワシントン条約(CITES)第14回締約国会議の結果概要について

### 増殖推進部漁場資源課生態系保全室

#### はじめに

本年6月3日から6月15日にかけて、オランダのハーグで「ワシントン条約(CITES)第14回締約国会議」が開催されました。会議には、約150締約国、国際機関及びNGO等から約1,250名が参加し、条約の実施等に関する約70の議題及び37の附属書の改正提案について議論されました。我が国からは、水産庁(重増殖推進部長、森下漁業交渉官他)、林野庁、外務省、環境省、経済産業省、厚生労働省、水産関係等の民間団体から約50名が出席しました。

ワシントン条約は、規制対象とする野生動植物の種を絶滅のおそれの程度に応じて同条約附属書に掲載し、国際取引の規制を行うことにより、採取・捕獲を抑制して絶滅のおそれのある野生動植物の保護をはかることを目的としています。

#### ワシントン条約附属書の種類と規制内容

	附属書Ⅰ	附属書Ⅱ	附属書Ⅲ
掲載基準	絶滅のおそれのある種で、取引により影響を受けるもの	現在は、必ずしも絶滅のおそれはないが、取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある種となりうるもの	締約国が自国内の種の保護のため、他の締約国の協力を要するもの
規制内容	商業目的の取引を禁止(学術目的の取引も厳重に管理され、科学的助言に基づく輸出入国及び輸出国当局発給の許可証が必要)	商業目的の取引も可能(科学的助言に基づく輸出国当局発給の許可証が必要)	商業目的の取引も可能(輸出国当局発給の許可証が必要)

#### 我が国の基本的立場

海洋生物資源の管理は、まず漁業管理によって行うべきであり、国際取引の規制は漁業管理措置を補完する上で必要であり、かつ科学的根拠に基づくものである場合にのみ行われるべきであるため、附属書改正を含めワシントン条約における海洋生物資源に係る議論は、海洋生物資源及び漁業の専門機関であるFAOや地域漁業機関の意見を尊重して行うべきとの立場で会議に出席しました。

#### 鯨類に関する我が国からの提案

ワシントン条約の下に設置されている動物委員会では、附属書に掲載されてから時間が経っている動物種が、現在も附属書に掲載すべき状況にあるのか定期的に見直しを行ってきています。

ワシントン条約では、IWCで管理されている大型鯨類全種(西グリーンランド個体群を除く)をはじめとする多くの鯨類が、科学的な附属書掲載基準が定められた1994年(同基準は2004年の改正により、海洋生物の附属書掲載基準が新たに設定されました)以前に附属書Ⅰに掲載されている一方、IWCの科学委員会等は、一部の鯨類資源は持続的な採捕が可能レベルまで回復しているとの評価を示しています。

このため、我が国は、今次締約国会議において、附属書Ⅰに掲載されているIWC管理対象鯨類が新たに設けられた海産種の附属書掲載基準を満たしているか、最新のデータに基づいて、

動物委員会が見直しを行うよう提案いたしました。提案の採択に必要な3分の2以上の賛成が得られず、我が国からの提案は否決されました。

### 海洋生物に関する附属書改正提案

附属書の改正では、海洋生物に関して7種の提案がなされました。

2006年にワシントン条約事務局とFAOの間で締結された「覚書(MoU)」に従い、今次締約国会議に先立ち、本年3月にローマにおいて、FAO専門家パネル会合が開かれ、海洋生物に係る各附属書改正提案の科学的妥当性等について検討され、ほとんどの提案が科学的妥当性を欠くという検討結果がCITES事務局に勧告されました。

今次締約国会議においては、各提案に係る各国の意見、FAOからの勧告、CITES事務局の意見、NGOの主張等を踏まえ、次のような結果となりました。なお、附属書改正の採択はコンセンサスが基本ですが、コンセンサスが得られない場合には、投票が行われ、賛成票・反対票の合計の3分の2以上の賛成で可決されます。

#### (1) ニシネズミザメ (附属書Ⅱ新規掲載、ドイツ (EU を代表) 提案)

FAOは、附属書掲載の妥当性を示す科学的証拠がないとして、附属書掲載を支持しませんでした。我が国は本提案に反対しました。

本提案は、投票の結果、否決されました。

#### (2) アブラツノザメ (附属書Ⅱ新規掲載、ドイツ (EU を代表) 提案)

FAOは、附属書掲載の妥当性を示す科学的証拠がないとして、附属書掲載を支持しませんでした。我が国は本提案に反対しました。

本提案は、投票の結果、否決されました。

#### (3) ノコギリエイ (附属書Ⅰ新規掲載、ケニア・米国提案)

豪州より、ノコギリエイ全7種のうち、同国から水族館向けの輸出がされている種(*Pristis microdon*)のみを商業取引が可能な附属書Ⅱとする注釈の追加が提案されました。

FAOは、附属書掲載基準を満たしており、附属書掲載による保護への効果も高いとして、附属書掲載を支持しました。我が国は本提案に賛成しました。

本提案は、投票の結果、豪州提案の注釈つきで可決されました。平成19年9月13日に発効の予定です。

#### (4) ヨーロッパウナギ (附属書Ⅱ新規掲載、ドイツ (EU を代表) 提案)

通常、附属書掲載提案が採択された場合は、採択された

日から90日後に規制が発効しますが、本提案にあつては、ドイツより、さらに18ヶ月の発効を延期(90日+18ヶ月)とする注釈をつけて提案がなされました。

FAOは、附属書掲載基準を満たしており、附属書掲載を支持しました。我が国は本提案に賛成しました。

本提案は、投票の結果、可決されました。平成21年3月発効の予定です。

#### (5) 宝石サング類 (附属書Ⅱ新規掲載、米国提案)

FAOは、附属書掲載の妥当性を示す科学的証拠がないとして、附属書掲載を支持しませんでした。我が国は本提案に反対しました。

本提案は、投票の結果、否決されました。

#### (6) アマノガワテンジクダイ (附属書Ⅱ新規掲載、米国提案)

FAOは、附属書掲載の妥当性を示す科学的証拠がないとして、附属書掲載を支持しませんでした。我が国は本提案に反対しました。

本提案は、議論を受け、提案国(米国)により撤回されました。

#### (7) アメリカイセエビ (附属書Ⅱ新規掲載、ブラジル提案)

FAOは、附属書掲載の妥当性を示す科学的証拠がないとして、附属書掲載を支持しませんでした。

本提案は、議論に入る前に、提案国(ブラジル)により撤回されました。

### 海洋生物資源への関与の拡大

今次締約国会議では、事務局への漁業専門官の新設や常設委員会の下への漁業作業部会の新設が事務局から提案される等、海洋生物資源をワシントン条約の管理下に置こうとする動きが顕著となりました。我が国は、漁業の管理はFAOで一元的に行うべきとする基本的立場に則り本提案には反対し、最終的にこれらの提案は否決されました。

また、開催国であるオランダ政府の主催により、今回初めて関係会合が開催され、主に、ワシントン条約の、森林、漁業の分野への積極的な関与のあり方について議論された結果、海洋生物資源の持続的管理におけるFAO、地域漁業機関等との協力の重要性が表明されました。

### 次回締約国会議

次回の第15回締約国会議は2010年にカタールで開催される予定となっております。

## ILO 漁業労働条約について

漁政部企画課

本年5月30日から6月15日までの間、スイス・ジュネーブの欧州国連本部で開催されたILO（International Labour Organization: 国際労働機関）の第96回総会において、漁船の設備基準のほか、漁業者の最低年齢や休憩時間等の漁業労働に関する幅広い事項を定めた漁業労働条約が、我が国政府、労働者代表及び使用者代表をはじめとする圧倒的多数の参加者の賛成によって採択されました。本稿においては、本条約の採択までに至る経緯及び条約の内容についてご説明します。



第96回ILO総会（スイス・ジュネーブ）

## 1. 国際労働機関（ILO）とは

ILOは、1919年にベルサイユ条約によって国際連盟と共に誕生した由緒ある国連機関であり（加盟国数は181カ国（2007年7月現在））、自由、公平、保障、人間としての尊厳が確保された条件下で、人々にディーセント（適切）で生産的な仕事を得る機会を促進することを最重要目標としています。

創設以来のILOの最も重要な機能の一つは、国際基準を設定する条約及び勧告を三者構成（使用者・労働者・政府）の国際労働総会で採択することであり、これまで188の条約と199の勧告が採択されています（2007年6月末現在）。このうち、我が国は、48の条約を批准しています（2007年7月現在）。

## 2. 漁業労働条約採択の経緯

ILOの漁業分野における条約は、既に5つの条約が存在していましたが、いずれの条約も1960年代にできた古い条約で、批准国も20数カ国で少数に留まっており、しかもそのほとんどが欧米諸国でした。その理由としては、条約の内容が欧米の漁船や漁業の実態に即したものになっており、他の地域の国々にとっては受入が困難であったことがあげられます。結果的に、既存の条約は、世界の漁業者及び漁船の約9割を占めるアジア及びアフリカの国々で批准している国がほとんどないといった著しくバランスを欠いたものになっていました。

（注）既存の5条約

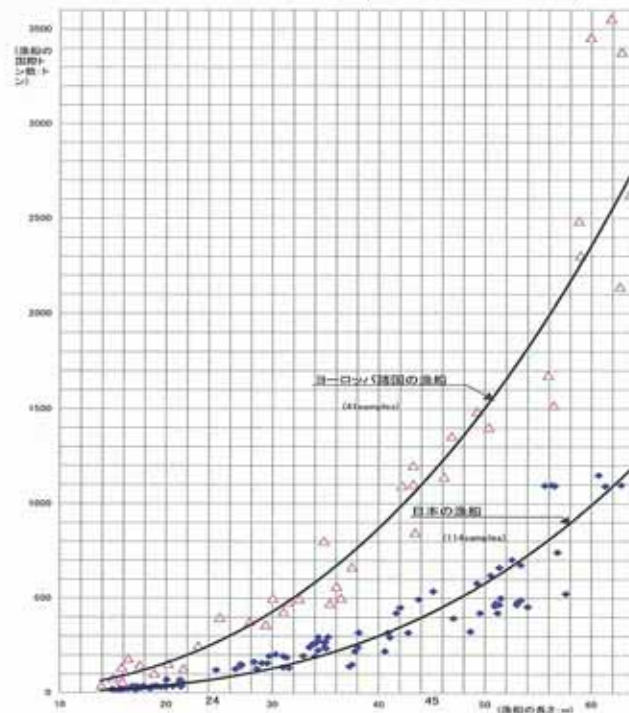
- ① 漁船員として使用することができる最低年齢に関する条約
- ② 漁船員の健康検査に関する条約
- ③ 漁船員の雇入契約に関する条約
- ④ 漁船員の海技免許に関する条約
- ⑤ 漁船の船内船員設備に関する条約

このような世界の多くの漁業者が、条約の恩恵に浴していな

い状況から、世界的な漁業者の生活及び労働条件の底上げを図るため、より多くの国が受入れ可能で、批准及び実行できる新たな条約を策定する必要性が指摘され、ILOでは、既存の漁業労働に関する5つの条約を統合整理した包括的な条約の策定を目指すこととなりました。

我が国は、従来から、新たな条約が多くの国に受け入れられるためには、漁船が、自然環境、漁業操業体制及び漁船員の体格といった各国が有する様々な要因により、国ごとに異なって開発されてきた実態に配慮することが必要である点、漁船の漁獲能力は、国によって漁船の長さ又はトン数で管理されている点などを、新たな条約に適正に反映するべきであることを主張してきました。実際、漁船が長さで管理されている欧米諸国においては、漁船は船幅が広い寸胴の形をしており、漁船をトン数で管理している日本等のアジア諸国の漁船が流線型であるのに対して大きく異なっています。

○漁船の長さとの関係図（ヨーロッパ漁船と日本漁船）



漁業労働条約案に関しては、第92回ILO総会（2004年6月）において第1次討議を行い、第93回ILO総会（2005年6月）において第2次討議が行われ、各国の政府、労働者団体、使用者団体の代表によって討議及び記録投票が行われましたが、日本を始め多くの国の政府及び使用者が受け入れがたい内容であるとの判断の下、棄権したことから、有効投票数が定足数に1票足りず、不採択に終わりました。

この結果を受け、本年6月の第96回ILO総会において再討議が行われ、頭上空間等の漁船の設備基準について、各国の状況に応じて、労働者側及び使用者側の同意があった場合に、代替基準の導入が可能となる日本提案を反映した新たな漁業労働条約が、我が国政府、労働者代表及び使用者代表をはじめとする圧倒的多数の参加者の賛成によって採択されました。

### 3. 漁業労働条約の構成と主要項目の概要

本条約は、本文54条と3つの付属書から構成されています。

#### ○条約の適用範囲

別段の規定のある場合を除き、本条約は、商業的漁業事業に従事するあらゆる漁船員と漁船に適用される。ただし、相当な理由がある場合には、協議の上で、特定漁業種を除外できる。

#### ○漸進的実施アプローチ

インフラや制度が十分に整備されていない国（主に途上国）に対して、条約の特定、規定について、漸進的な実施を認める。ただし、24m以上の船や7日以上海上にとどまる船などについては適用しない。

#### ○最低年齢

漁船で就労する最低年齢は原則16歳とする。

#### ○健康検査

漁船員は、職務の履行のため、良い健康状態にあることを証明する有効な健康診断書がなければ漁船上労働を原則禁止する。

#### ○休憩時間

大きさに関係なく、3日間以上海上に滞留する船舶については、協議の上で、疲労を押さえるために漁船員に与えられる最低休憩時間を設定するものとする。最低休憩時間はいずれの24時間中でも10時間を下らず、いずれの7日間の期間中でも77時間を下らないものとする。

#### ○医療

漁船は乗船している漁船員の数と操業区域、および航海期間を考慮して、船舶の事業のために適当な医療機器と医薬品を積載すること。

#### ○社会保障

漁船員とその扶養者が、国内法で定められた範囲で、通常その領土内に居住する被雇用者、自営者を含め他の労働者に適用される条件と同じ条件で社会保障の保護を受ける権利を有することを確保すること。

#### ○旗国検査と寄港国検査

・本条約の要件に準拠していない漁船に対する旗国検査の実施。

・本条約の基準に準拠していない漁船に対する寄港国検査の実施。

・寄港国検査において、非締約国の漁船が、条約を批准した加盟国の旗を掲げる漁船より有利な扱いを受けないように確保するような方法で条約の適用を行う。

#### ○条約の発効要件

本条約は10加盟国で、その内の8国が沿岸国の、加盟国の批准が事務局長に登録された日付から12ヶ月後に発効

するものとする。その後、本条約はいずれかの加盟国の批准が登録された12ヶ月後に同加盟国について効力を発するものとする。

#### ○漁船の設備

付属書Ⅲの漁船設備は、あらゆる新しい甲板漁船に適用される。特に国際トン数300トン（国内トン数200トン）以上の漁船には、別紙の設備基準が適用される。

#### 漁業労働条約による漁船設備基準の概要

設備基準項目	2005年総会で不採択となった条約案	今回採択された漁業労働条約
頭上空間	200cm	200cm (代替基準 190cm)
寝室の1人当たりの面積	1.5 m <sup>2</sup>	1.5 m <sup>2</sup> (代替基準 1.0 m <sup>2</sup> )
寝台のサイズ	198cm × 80cm	198cm × 80cm (代替基準 190cm × 70cm)
浴槽又はシャワー	4人ごとに1つ	4人ごとに1つ (代替基準 6人ごとに1つ)
トイレ	4人ごとに1つ	4人ごとに1つ (代替基準 8人ごとに1つ)
洗面台	4人ごとに1つ	4人ごとに1つ (代替基準 6人ごとに1つ)

(注1) 上記基準は、国際トン数300トン（国内トン数では200トン）以上の容積の漁船に適用される。なお、欧州諸国のように、長さ基準を用いる場合には、24m以上の長さの漁船に適用される。

(注2) 950トン以上の容積（長さ基準を用いる場合には45m以上の長さ）の漁船に対する1人当たり寝室面積に関する基準は、2.0 m<sup>2</sup>（代替基準は1.5 m<sup>2</sup>）

(注3) 上記基準は、加盟国が条約を批准し、条約の効力が発生した時点以降に新造された漁船に対して適用される。

#### 回遊魚

### 井の中の蛙?

学生時代、舞鶴湾でハゼ類の生態研究をしていました。潜ったり、飼育したり、稚魚ネットやえび漕ぎ網などで採集したりして、稚仔から親までの生態観察をして、結局8年間を大学で過ごしました。水産庁に採用され、遠洋水産研究所へ配属となりました。研究室での日々の会話が、ある時はニュージーランドのホキの話だったのが、その直後にはグリーンランドのカラスガレイの話と世界中を駆け巡るので、目が回りそうな感覚を覚えました。まさしく、「井の中の蛙」の思いでした。遠洋水研での研究生活では、13年間を南方トロール漁業と海外いかつり漁業の担当として過ごし、カナダ北西岸（NAFO水域）のマツイカやニギスなどの底魚類から始まり、南アフリカ共和国沖（アグラスバンク）のヤリイカやキシマダイ等、そして、ニュージーランドのホキやスルメイカ等の研究に従事しました。ほぼ毎年どこかの国の沖合で沿岸国との共同調査に参加しました。当時は、水産庁の開洋丸やJAMARCのトロール船深海丸には大変お世話になりました。

その後、遠洋水研内で当時の浮魚資源部（現在の温帯性まぐろ及び熱帯性まぐろ資源部）へ転任になり、イカからマグロへ研究対象の食地位は向上しましたが、向上したのはそれだけで、多忙な日々が待ちかねていました。まぐろ生態研究室の室長ということで、まぐろ類の生態研究に専念できるのかな？という期待もあったのですが、まったくの幻想でした。実際は、まぐろ類の生態研究からは程遠い、海鳥、海亀、鯨等の混獲問題やCITES、レッドリスト問題と、極めてデリケートで、なおかつ漁業の存続をも左右しかねない問題に関与することになりました。もちろん、三大洋のまぐろ類漁業管理機関の会議にも参加し、最低でも毎月1回は海外出張していた頃もありました。

どたばたと脂汗を流しながらの遠洋水研生活も28年が過ぎた時、増殖推進部参事官への転任を命じられました。私にとっては、「初めての転勤」です。赴任してみると予想はしていたのですが、大都会でのあわただしい生活に加え、ナノテク、バイオマスなどの様々な研究プロジェクトや、アサリ、ウナギ、大型クラゲといった今までなじみのなかった問題が次から次へと出てくるのに、28年前に感じためまいを覚える今日この頃です。またもや「井の中の……」という思いです。これから、この大海で行政と研究のパイプ役として、めまいをこらえてお役に立てるよう努力しようと考えているところです。



増殖推進部参事官  
魚住 雄二

## プレスリリース 7月分

発表年月日	発表事項名	担当課
19.07.03	水産政策審議会第32回資源管理分科会の結果について	漁政・企画・管理課
19.07.05	日・ナウル漁業協議の結果について	国際課
19.07.06	「第1回漁業共済制度に関する意見交換会」の開催について	漁業保険管理官
19.07.06	我が国漁船の拿捕事案の国際海洋法裁判所への提訴について	国際課
19.07.09	カンボジア船籍貨物船 FAITH の乗組員救助について	管理課
19.07.11	白須水産庁長官の訪露について	国際課
19.07.13	水産政策審議会委員・特別委員の改選について	漁政課
19.07.13	平成19年度第1回太平洋スルメイカ長期漁況予報	漁場資源課
19.07.18	台風第4号及び梅雨前線による大雨による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について	水産経営課
19.07.18	「平成19年(2007年)新潟県中越沖地震」による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について	水産経営課
19.07.20	平成19年度第2回日本海スルメイカ長期漁況予報	漁場資源課
19.07.24	第10回日韓漁業共同委員会第1回課長級協議の開催について	国際課
19.07.26	平成19年度第1回太平洋イワシ・アジ・サバ等長期漁況予報	漁場資源課
19.07.30	水産政策審議会の開催について	漁政課
19.07.30	「魚介類の名称のガイドライン」のとりまとめについて	加工流通課
19.07.30	第10回日韓漁業共同委員会第1回課長級協議の結果について	国際課
19.07.31	日本海・九州西広域漁業調整委員会及び日本海西部会の開催について	整備課
19.07.31	第1回「漁業共済制度に関する意見交換会」の概要について	漁業保険管理官

※詳細は水産庁ホームページを御参照下さい。

## 子ども霞ヶ関見学デー

1. 開催日時 8月22日(水)、23日(木) 10:00~16:00 **今年もたくさん**

2. 会場 水産庁中央会議室(農林水産省本館8階)

3. 今年のイベント

- ・養殖魚について学ぼう(魚にさわったり水槽の中を元気に泳ぐ魚のこどもを見てみよう)
- ・ジャンクアート教室(海岸に流れ着いたゴミを利用したアート作品の制作体験)
- ・クジラをもっと知ろう!大きさを比べよう!
- ・みんなでカツオ節削りにチャレンジ!色んな水産加工品をゲットしよう!

お問合せは下記の  
水産庁漁政課広報班まで  
TEL: 03-3502-0318

## 水産庁施策情報誌 漁政の窓

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階

代表 03-3502-8111(内線6505)

URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

ご意見・ご質問はこちらへ

URL <http://www.maff.go.jp/toiawase/index.html>